

## 自己資本の構成に関する開示事項(平成26年3月末)

## 1. 連結自己資本比率(平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第二号)

(単位:百万円、%)

項目		経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>			
普通株式に係る株主資本の額	158,503		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	43,736		1a
うち、利益剰余金の額	115,725		2
うち、自己株式の額(△)	239		1c
うち、社外流出予定額(△)	719		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	-		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	8,734	34,937	3
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	-		5
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,852		
うち、少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	1,852		
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	169,090		6
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	277	1,110	8+9
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	277	1,110	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	10
繰延ヘッジ損益の額	△ 0	△ 0	11
適格引当金不足額	-	-	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14
退職給付に係る資産の額	1,801	7,204	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されているものを除く。)の額	-	-	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	1,331	5,326	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	25
その他Tier1資本不足額	-		27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,410		28
<b>普通株式等Tier1資本</b>			
普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	165,680		29

その他Tier1資本に係る基礎項目			
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		31a
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額	1,435		34-35
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		33
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		35
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	1,435		36
その他Tier1資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	39
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-		
Tier2資本不足額	-		42
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-		43
その他Tier1資本			
その他Tier1資本の額((二)-(ホ)) (ヘ)	1,435		44
Tier1資本			
Tier1資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	167,116		45

Tier2資本に係る基礎項目			
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		46
Tier2資本調達手段に係る負債の額	-		
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額	242		48-49
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		47
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		49
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	11,785		50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	11,785		50a
うち、適格引当金Tier2算入額	-		50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	23,425		
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	23,425		
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	35,452		51
Tier2資本に係る調整項目			
自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	860	3,440	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	6		
うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額	6		
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	866		57
Tier2資本			
Tier2資本の額((チ)-(リ))	(又)	34,585	58
総自己資本			
総自己資本の額((ト)+(又))	(ル)	201,701	59

リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	17,081		
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,110		
うち、退職給付に係る資産の額に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	7,204		
うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	8,766		
リスク・アセットの額の合計額 (㉟)	1,600,871		60
連結自己資本比率			
連結普通株式等Tier1比率((ハ)／(㉟))	10.34%		61
連結Tier1比率((ト)／(㉟))	10.43%		62
連結総自己資本比率((ル)／(㉟))	12.59%		63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	19,178		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	11		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	11,785		76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	18,849		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-		84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		85

2. 単体自己資本比率(平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第一号)

(単位:百万円、%)

項目		経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>			
普通株式に係る株主資本の額	154,239		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	43,736		1a
うち、利益剰余金の額	111,458		2
うち、自己株式の額(△)	239		1c
うち、社外流出予定額(△)	716		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	-		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	8,380	33,523	3
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	162,620		6
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	274	1,097	8+9
うち、のれんに係るものの額	-	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	274	1,097	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	10
繰延ヘッジ損益の額	△ 0	△ 0	11
適格引当金不足額	-	-	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14
前払年金費用の額	1,463	5,853	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されているものを除く。)の額	-	-	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	1,377	5,510	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	25
その他Tier1資本不足額	-		27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,115		28
<b>普通株式等Tier1資本</b>			
普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	159,505		29

その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		31a	30
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b	
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		32	
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-			
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		33+35	
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-			
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	-		36	
その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	37	
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	38	
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	39	
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	40	
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-			
Tier2資本不足額	-		42	
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-		43	
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額((二)-(ホ)) (ヘ)	-		44	
Tier1資本				
Tier1資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	159,505		45	

Tier2資本に係る基礎項目			
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		46
Tier2資本調達手段に係る負債の額	-		
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		47+49
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	11,184		50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	11,184		50a
うち、適格引当金Tier2算入額	-		50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	23,422		
うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	23,422		
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	34,606		51
Tier2資本に係る調整項目			
自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	891	3,567	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	7		
うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額	7		
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	899		57
Tier2資本			
Tier2資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	33,707		58
総自己資本			
総自己資本の額((ト)+(ヌ) (ル))	193,213		59

リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	16,028		
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のもの。)の額に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,097		
うち、前払年金費用の額に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,853		
うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	9,077		
リスク・アセットの額の合計額 (㉟)	1,564,024		60
自己資本比率			
普通株式等Tier1比率((ハ)／(㉟))	10.19%		61
Tier1比率((ト)／(㉟))	10.19%		62
総自己資本比率((ル)／(㉟))	12.35%		63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	18,745		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	-		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	11,184		76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	18,472		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-		84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		85